

【本特区計画を通じて実現した国による規制の特例措置、財政支援措置等】

泉佐野市域限定「特区ガイド」

(通訳案内士法の特例：平成24年度から実施、通訳案内士法の一部改正：平成30年1月)

外国医師等臨床修練制度の規制緩和

(医師法の一部改正：平成26年10月、国家戦略特区法の一部改正：平成27年7月)

訪日外国人が購入する化粧品、医薬品等の消費税免除

(消費税法の一部改正：平成26年10月)

医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業

(厚生労働省の補助事業創設：平成26年10月)

※りんくう総合医療センターが全国で初めての指定を受けました！

地域活性化総合特区支援利子補給金

(高度がん医療拠点づくり事業：平成26年11月)

【地域（大阪府・泉佐野市）独自の支援措置】

国際医療交流の拠点づくり推進事業補助金（大阪府：高度がん医療拠点づくり事業）

※高度がん医療拠点施設の整備に要する補助金。実施設計費、工事費、工事監理費の10%以内。

交付決定額：167,870,000円

企業誘致奨励金の交付額割増規定の緩和（泉佐野市：高度がん医療拠点づくり事業）

※本特区計画に基づく事業を行う企業に対し、固定資産税相当額を5年間、奨励金として交付

※通常の企業誘致奨励金については、固定資産税相当額の1/2

特区ガイド養成研修事業（泉佐野市）

まち処（りんくう・関空・泉佐野（外部サイト））運営事業（泉佐野市）

泉佐野周遊ツアー造成事業（泉佐野市）

いずみさの観光周遊バス(外部サイト)（泉佐野市）

